

認可外保育施設「無償化」 に関する重要なお知らせ

現在、無償化の対象施設となっている認可外保育施設であっても、令和6年10月以降、対象外になることがあります

令和6年9月まで

本市に届出があった
全ての認可外保育施設が対象

令和6年10月以降

本市に届出をし、
**認可外保育施設指導監督基準を
満たした施設のみ**対象

認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設かどうかは、大阪市ホームページをご確認ください。



R6.10.1~
経過措置なし

例)R7.2.1
証明書発行

例)R7.6.1
改善指導

基準を満たしていない

○無償化対象
(経過措置)

×無償化対象外

基準を
満たす
証明書
(発行)

基準を満たす期間

○無償化対象

基準を
満たす
証明書
(返還)

基準を満たしていない

×無償化対象外

本来、国の無償化対象施設は、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていることが必要ですが、令和6年9月末までは経過措置により、本市に届出があった全ての施設が無償化対象施設となっています。

しかし、経過措置期間が満了する令和6年10月以降は、原則どおり、基準を満たしていない施設は無償化対象外施設となります。

【お問い合わせ】

- 無償化の申請手続き及び無償化の制度に関することについて
こども青少年局幼保企画課 幼保利用グループ TEL.06-6208-8037
- 認可外保育施設指導監督基準及び基準の順守状況について
こども青少年局幼保企画課 指導・監査グループ TEL.06-6361-0756